

令和2年5月3日

関係者に皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大に伴う消防法令に  
関する届出について（お知らせ）

みだしのことにつきまして、防火管理者等の選任が必要な事業所（※開業及び契約で消防局の受理が必要な事業所）の届出行為について、日本防火・防災協会や那覇市消防局予防課が主催する講習会が中止となっていることから（6月末までの講習会）、届出行為が行えない状況が思慮されます。そこで、新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間、防火管理者等の選任については、別紙様式にて対応いたします。ただし、新型コロナウイルス感染が終息した後、早急に講習会を受講し、資格を取得したうえで正規の届出を行うようお願いいたします。

なお、上記の件について、ご質問等ございましたら、管轄の消防署所にお問い合わせください。